



## 韓国の商法が一部改正(多重代表訴訟の導入等)

執筆者: 加賀 宏樹、大賀 朋貴

韓国では、2020年12月29日、少数株主の利益保護のために多重代表訴訟の導入及び監査委員とする理事(日本の株式会社における取締役)に相当)の分離選出等を定めた商法の改正法が公布され、即日施行されています。日本企業が韓国企業と合弁会社を設立する場合や大規模上場会社に出資している場合等に影響が生じる可能性があるため、改正法の主なポイントを以下のとおり解説いたします。

### 1. 多重代表訴訟制度の導入

今回の改正により韓国においても多重代表訴訟制度が導入されました。制度の概要は以下のとおりです。

- ・ 子会社に対する親会社株主の提訴請求  
親会社の株主は、
  - ① 親会社が上場会社である場合には、親会社の発行済株式総数の1%以上の株式を有する場合、又は、0.5%以上の株式を6ヶ月前から引き続き有している場合のいずれかの場合<sup>1</sup>
  - ② 親会社が非上場会社である場合には、親会社の発行済株式総数の1%以上の株式を有する場合

<sup>1</sup> なお、韓国商法上、少数株主権の行使要件については、会社が上場会社であるか非上場会社であるかを問わない一般規定と、上場会社の株主について規定した特例規定の2つがあります(多重代表訴訟に関しては、一般規定が発行済株式総数の1%以上の株式を保有すること、特例規定が0.5%以上の株式を6ヶ月前から保有することをそれぞれ定めています)。従前、一部の裁判例においては、上場会社の株主は常に特例規定に従わなければならないと判断するものがありましたが、今回の改正法は、上場企業の株主は、一般規定と特例規定のうち、いずれか一方を満たせば少数株主権を行使できることを明記しました。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

には、子会社<sup>2</sup>に対して、子会社の理事の責任を追及する訴訟を提起することを請求できるとされました<sup>3</sup>。

これは、提訴請求の対象となる子会社に制限がない点<sup>4</sup>、上場会社株主の株式保有数・期間に関する点<sup>5</sup>、及び、提訴請求をすることができない場合に関する定めがない点<sup>6</sup>において、日本の制度に比し株主が提訴請求をし易いものであると考えられます。

- ・ 子会社理事に対する責任追及訴訟の提訴  
子会社が提訴請求を受けた日から 30 日以内に理事を訴えない場合には、提訴請求をした株主は、子会社のために、同社の理事に対し、責任追及訴訟を提起することができます。  
提訴請求を受けた会社の検討期間を 60 日とする日本の制度よりも短い検討期間となっています。他方で、韓国の多重代表訴訟制度には、会社に回復できない損害が生じるおそれがある場合に株主が期間の経過を待たず直ちに提訴できる旨の定めは設けられていません。
- ・ 提訴請求後に親会社の子会社株式の持株比率が低下した場合の取扱い  
提訴請求を受けた子会社が提起した責任追及訴訟及び株主が提起した責任追及訴訟の効力は、提訴請求後に親会社の子会社株式の持分比率が 50%以下に減少したとしても、子会社株式を一切保有しなくなった場合を除き、影響を受けないものとされています。

多重代表訴訟の導入については、現地の経済界に、訴訟が多発し、子会社の理事が萎縮してしまわないか懸念する声もあるようです。また、日本企業においても、韓国企業と合併会社を設立する場合には、当該合併会社に理事として差し入れた自社の従業員が韓国企業の株主から責任追及訴訟を提起される等の影響があると考えられます。そのため、制度導入後、利用実態についての注視が必要であると思われる。

## 2. 監査委員の分離選出

### (1) 従前から存する監査委員会委員選任時の議決権行使の制限

韓国において、資産 2 兆ウォン(約 2000 億円)以上の大規模上場会社は、監事(日本の株式会社における監査役に相当)の選任に代えて、監査委員会を設置しなければならないこととされています。そして、監査委員会の委員には、理事の中から 3 名以上が選ばれ、かつ、その 3 分の 2 以上は社外理事である必要があるとされています。

従前、大規模上場会社においては、監査委員会の委員を株主総会で選任・解任する際に、議決権のない株式を控除した発行済株式総数の 3%よりも多くの株式を有する株主(以下「3%超保有株主」といいます)による議決権行使は、3%分の株式のみに制限されていました。更に、委員候補が社内理事である場合には、最大株主は、特殊関係人<sup>7</sup>及び大統領令で定める他の者と併せて 3%までに議決権行使を制限されていました。例えば、最大株主が発行済株式総数の 15%、その特殊関係人が 10%の株式

<sup>2</sup> 韓国の商法上の子会社とは、会社が他の会社の発行済み株式総数の 50%を超過する株式を保有する場合の当該他の会社をいいます。自社と他の子会社の保有する株式を合算して 50%を超える場合や他の子会社が当該会社の株式の 50%超の株式を保有する場合も「子会社」に該当します。そのため、親会社の株主は、いわゆる孫会社の理事に対しても多重代表訴訟を提起し得ることになります(2020 年 12 月 30 日公表の法務部商事法務課作成に係る「改正商法関係質疑応答」1 頁)。

<sup>3</sup> 多重代表訴訟に係る提訴請求を受けた場合の対応は、監事(監査委員会設置会社においては、監査委員会)が会社を代表して行うこととされています。

<sup>4</sup> 日本においては、提訴請求を受ける会社の株式の帳簿価格が最終完全親会社等の総資産の 5 分の 1 を超えることが要求されます(会社法 847 条の 3 第 4 項)。

<sup>5</sup> 日本においては、上場会社の株主は、発行済株式総数の 1%以上の株式又は議決権総数の 1%以上の議決権を 6 ヶ月前から引き続き有していることが求められます(会社法 847 条の 3 第 1 項)。

<sup>6</sup> 日本においては、株主に図利加害目的がある場合及び提訴請求の対象取締役の責任の原因となった事実により最終完全親会社等に損害が生じていない場合には、提訴請求をすることができないとされています(会社法 847 条 1 項 1 号、2 号)。

<sup>7</sup> 特殊関係人は、商法施行令に定められている者であり、最大株主が個人である場合には、配偶者や一定親等の親族等、法人又は団体である場合には、自らの役員、系列会社及びその役員等が該当します。

を有する場合、社外理事を監査委員会委員として選任する場合には、最大株主と特殊関係人は、それぞれ 3%分の議決権行使ができます。しかし、社内理事を委員として選任する場合には、最大株主と特殊関係人を併せて 3%分の議決権しか行使することができません。

## (2) 改正法により導入された監査委員会委員の理事としての選任時の議決権行使の制限

改正法では、上記(1)記載の従前の監査委員会委員選任時の議決権行使の制限に加えて、監査委員会委員となることが予定されている理事のうち 1 名(以下「分離選出者」といいます)については、理事としての選任の株主総会時にも議決権行使を制限することとしています。

具体的には、分離選出者については、株主総会の普通決議<sup>8</sup>により理事として選任する際に、他の理事候補と分離して決議する必要がありますとされました。そして、分離選出者が社外理事の場合の選任決議については、3%超保有株主の議決権行使を 3%分の議決権までに制限し、分離選出者が社内理事の場合には、最大株主については特殊関係人及び大統領令で定める他の者の議決権を併せて 3%までに制限することとされています。

従前は、理事選任の株主総会の普通決議時には、3%超保有株主についても何ら議決権行使に制限がないものの、理事として選任した者の中から別の株主総会決議により監査委員会委員を選任する際には、3%超保有株主の議決権行使が制限されていました。しかし、改正法においては、分離選出者については、理事としての選任時にも 3%超保有株主の議決権行使が制限されることとなるため、多数派株主らの意向に沿わない者が理事及び監査委員会委員として会社の経営に関与し、会社の機密情報等に接することになる可能性が高まるため、経済界からは懸念の声が上がっています。



かが ひろき  
加賀 宏樹

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.kaga@jurists.co.jp](mailto:h.kaga@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録、2013 年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録。国内外の M&A、JV やスタートアップ・プラクティス、ベンチャーファイナンス関連の案件等に多数関与。薬事関連業界へのアドバイスも手掛ける。近時はクロスボーダーM&A、JV の案件の対応を数多く手掛ける。



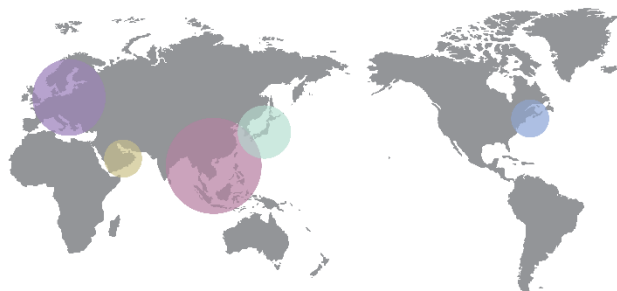
おおが ともき  
大賀 朋貴

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[t.ooga@jurists.co.jp](mailto:t.ooga@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。2016-2017 年、韓国の Lee&Ko。2018-2020 年、三井物産株式会社法務部出向。役職員による不祥事案件、情報漏洩案件、独禁法違反案件等の危機管理案件、韓国関連法務、責任追及訴訟、労働関係訴訟等の争訟案件等を中心に手掛ける。

<sup>8</sup> 普通決議には、出席株主の議決権の過半数かつ発行済株式総数の 4 分の 1 の賛成が必要とされています。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.jurists.co.jp  
共同代表 石川智也  
ドミニク・クルーゼ

## バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
下向智子  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

## ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi  
**Rosetini & Partners Law Firm**  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎

※Nishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceを  
行っているBayfront Law LLCを通じてシンガポ  
ール法のリーガルサービスも提供しております。

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻情  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。